

ごみの出し方・分け方

(三豊市三野町)



○ごみは決められた日の朝8時までに決められた場所に、決められた方法で出しましょう。

○12月31日～1月3日は収集を行わないため、1月は変更になる場合があります。

収集日	主な品目・品名		注意事項
毎週 月・木曜日	燃やせるごみ (可燃ごみ)	生ごみ、紙おむつ ティッシュや汚れた紙など 落ち葉・木の枝など その他（タバコの吸殻、繊維くずなど） 剪定枝（指定ごみ袋不要） ※長さ50cm以内、束の太さ30cmでひもで束ねて 出してください。1世帯につき2束まで。	<ul style="list-style-type: none"> 必ず「三豊市指定ごみ袋」に入れてください。 生ごみは、家庭で十分に水切りをして出してください。 紙おむちは、汚物を取り除いてください。 生ごみ処理機などを利用し、できるだけ自家処理に努めてください。 三豊市指定ごみ袋
毎週 火曜日	プラスチック製 容器包装	プラスチック製の容器・包装 プラスチック製容器、発泡スチロール、ボトル、チューブ、ポリ袋・ラップ・フィルム、ペットボトルのキャップ・ラベルなど	<ul style="list-style-type: none"> 中身を使い切って、必ず汚れを取り除いてください。 マークが無く区別が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせないごみ」として出してください。 シャンプー等のポンプ式容器のポンプ部分は「燃やせないごみ」として出してください。 透明または半透明の袋
毎月 第1水曜日	缶類	飲料用、食品用、スプレー缶、カセットボンベなど 	<ul style="list-style-type: none"> 中身を使い切って、軽くすいで水を切ってください。 スプレー缶などは、必ず穴を開けてください。 キャップは、はずしてください。 キャリー
毎月 第2水曜日	びん類	飲料用、食品用など (口に入れることができるものを入れていたびん)	<ul style="list-style-type: none"> キャップは、はずしてください。 中身を使い切って、軽くすいで水を切ってください。 化粧品・油類のびん、耐熱ガラス製のもの、食器類、窓ガラス、陶器類は「燃やせないごみ」として出してください。 キャリー
毎月 第3水曜日	紙製 容器包装	紙製の容器・包装 紙箱・紙缶、紙袋、包装紙、内側が銀色の紙製容器、カップ・ふた、台紙など	<ul style="list-style-type: none"> マークが無く区別が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせるごみ」として出してください。 紙袋、紙ひもで縛る 透明または半透明の袋
毎月 第3金曜日	ペットボトル	飲料用、しょう油、酒類、みりん、酢など 	<ul style="list-style-type: none"> キャップとラベルは、はずして軽くすいで水を切ってください。 キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」として出してください。 キャリー
毎月 第4金曜日	燃やせないごみ (不燃ごみ)	陶器製品、ガラス類、容器包装以外のプラスチック類、ゴム類、資源ごみ以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> 50cm以上のものは「粗大ごみ」です。 ホースなど長いものは50cm未満に切り束ねてください。 割れたもののガラス類・陶器製品は、透明または半透明の袋に入れてください。 キャリー
年2回 (別途周知)	金属ごみ 有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> なべ・やかんなどの家庭用金属製品 乾電池 蛍光灯・電球 水銀体温計・水銀温度計 使い捨てライター 天ぷら油(廃食用油) 新聞・雑誌・段ボール・紙パック、布類 	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光灯・電球は割らずに出してください。(割れたものは、透明または半透明の袋に入れて出してください。) 使い捨てライターは、ガスが残っていても差し支えありません。 品目ごとに分けてキャリーに入れてください。 キャリー

持込場所 (旧三野庁舎北側駐車場 倉庫)

回収日時	品目
毎月 第2・4 日曜日	金属ごみ
午前 7時 ～ 午前 9時	乾電池
有害 ごみ	蛍光灯・電球
	水銀体温計・水銀温度計
	使い捨てライター
	天ぷら油(廃食用油)
7・12月 第4日曜日	新聞・雑誌・段ボール・紙パック、布類

粗大ごみ (日曜日はお休み)

対象物	最長の辺が50cm以上のもの
処分手数料	10kgにつき200円 (一部追加料金が必要なことがあります)
持込先	有詫間清掃 (☎83-2419)
持込期間	毎月11日～20日(10日間)
時間	午前9時～午後4時

※土曜日と祝日は持ち込みできます。

収集できないごみ

事業系ごみ	商店・農業など事業活動に伴って発生したごみ
危険・有害物など 処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、薬品類
建築廃材・建 築資材	タイル、コンクリート、ブロック、瓦など
家電リサイクル 法対象品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン
家庭用パソコン	メーカーに回収を申し込んでください。

○詳しくは「ごみの分別の手引き」をご覧ください。

使用済小型家電

市民センター三野にある回収ボックス(投入口サイズ25cm×15cm)で開庁時間に回収しています。

※回収ボックスは小型家電リサイクルのマーク



が印です



リサイクル活動

学校等の回収に協力しましょう!

